

令和4年 第10回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和4年10月11日(火)										
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室										
開議	午前11時00分～午前11時17分										
応招委員	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; border:none;">1番 小椋 清美</td> <td style="width:50%; border:none;">7番 田淵 智之</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">3番 難波 基訓</td> <td style="border:none;">8番 北山 政士</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">4番 柳井 正信</td> <td style="border:none;">9番 近藤 克己</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">6番 河中 司</td> <td style="border:none;">10番 川口 肇司</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">11番 竹下 桂輔</td> </tr> </table>	1番 小椋 清美	7番 田淵 智之	3番 難波 基訓	8番 北山 政士	4番 柳井 正信	9番 近藤 克己	6番 河中 司	10番 川口 肇司		11番 竹下 桂輔
1番 小椋 清美	7番 田淵 智之										
3番 難波 基訓	8番 北山 政士										
4番 柳井 正信	9番 近藤 克己										
6番 河中 司	10番 川口 肇司										
	11番 竹下 桂輔										
不応招委員	5番 正影 博一										
出席委員数	9名										
欠席委員数	1名										
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 小椋 正己 (産業観光課 課長) 課長補佐 角田 貴之 (産業観光課 課長補佐) 主任 山崎 裕司 (産業観光課 主任)										

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第9号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	報告第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第44号 非農地証明願について
日程第6	議題第45号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第7	議題第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議題第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第9	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	7番 田淵 智之 8番 北山 政士

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	<p>ただいまの出席委員は、10名のうち9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和4年第10回鏡野町農業委員会を開催します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、7番 田 淵 智之 委員、8番 北山 政士 委員を指名します。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題にします。お諮りします。本会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日の1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の46番から52番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>令和4年第10回10月農業委員会議案2ページをお開きください。</p> <p>報告、第9号、農地法18条第6項の規定による解約について、でございます。</p> <p>番号46 貸人、●●、●●、借人、●●、●●、土地の所在は、●●、田、1, 882㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号47 貸人、●●、●●、借人、●●、●●、土地の所在は、●●、田、3, 124㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号48 貸人、●●、●●、借人、●●、●●、土地の所在は、●●、田、300㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号49 貸人、●●、●●、借人、●●、●●、土地の所在は、●●、田、2, 388㎡、他計4筆、6, 250㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号50 貸人、●●、●●、借人、●●、●●、土地の所在は、●●、田、699㎡、他計2筆、1, 606㎡、合意解約によるものです。</p> <p>次ページ、3ページをご覧ください。</p> <p>番号51 貸人、●●、●●、借人、●●、●●、土地の所在は、●●、田、2, 722㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号52 貸人、●●、●●、借人、●●、●●、土地の所在は、●●、田、499㎡、他計3筆、1, 104㎡、合意解約によるものです。</p> <p>以上、7件でございます。</p>

<p>会長 川口</p>	<p>これをもって、報告を終わります。</p> <p>日程第4 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の49番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案4ページをご覧ください。</p> <p>議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号49 譲渡人、●●、●●、譲受人 ●●、●●、土地の所在は、●●、田、1, 182㎡、他計4筆、1, 553㎡、譲受人の耕作面積は、4, 677㎡、通作距離は11.0km、大型農機具として、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、いずれもリースです、備考としまして、贈与によるものです。</p> <p>以上、1件です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。本件について追加説明を許します。</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。質疑無しと認めます。</p> <p>お諮りします、本件を承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案43号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。</p> <p>日程第5 議案第44号、非農地証明願について、この議案の19番、20番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案5ページをお開きください。</p> <p>議案第43 非農地証明願について、でございます。</p> <p>番号19 申請人、●●、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は田、面積は356㎡、現況内容は宅地で、申請理由は、30年以上前に県道改良により、住宅を移築し、宅地として使用しており耕作しておらず、農地として、使用できないため。</p> <p>番号20 申請人、●●、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は畑、</p>

	<p>面積は167㎡、現況内容は宅地で、申請理由は、平成6年頃に倉庫を建築し、宅地として使用しており耕作しておらず、農地として、使用できないため。</p> <p>以上、2件でございます。</p> <p>去る10月3日、非農地証明事務要領による現地確認を役員の方で行っていただきました。その結果、本日の議案につきましては要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。以上です。</p>
会長 川口	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件について追加説明を許します。</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第44号 非農地証明願については承認することに決定しました。</p> <p>日程第6 議案第45号、農地法第4条の規定による許可申請について、この議案の7番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>議案6ページをお開きください。</p> <p>議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号7 申請人 ●●、土地の所在は、●●、田、64㎡、転用計画の用途及び事由は、進入路、農地転用により自己農地への進入路がなくなるため、進入路を確保するため、期間は永年、施設の概要は通路、64㎡、資金計画は●●で、備考としまして、第一種農地、令和4年5月12日、農振農用地除外されております、●●水利組合、●●土地改良区の承諾を得られております。</p> <p>以上、1件です。</p>
会長 川口	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。本件は農地部会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。農地部会長 8番 北山委員。</p>
北山委員	<p>農地部会の方で確認に行っていました。</p> <p>全員一致で承認する事に決定しております。</p>

<p>会長 川口</p>	<p>以上報告いたします。</p> <p>本件について、追加説明を許します。 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 質疑無しと認めます。 お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。 日程第7 議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請について、この議案の23番から26番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案8ページをご覧ください。 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。 番号23 使用借人 ●●、使用貸人 ●●、土地の所在は、●●、田、499㎡、転用計画の用途及び事由は、一般住宅、現在、使用借人は両親と同居しているが、手狭となり、実家の隣接地を借り受け、住宅及び車庫を新築するもの、期間は永年、施設の概要は住宅、101.02㎡、車庫、27.52㎡、資金計画は●●で、備考としまして、第一種農地、例外許可規定、集落に接続して設置される住宅に分類、令和4年5月12日、農振地除外されております、●●水利組合、●●土地改良区承諾済みでございます。 番号24 使用借人 ●●、使用貸人 ●●、土地の所在は、●●、田、541㎡、転用計画の用途及び事由は、一般住宅及び進入路、使用借人は、現在アパートに居住しているが、手狭となり、妻の実家の隣接地を借り受け、住宅及び車庫を新築するもの、期間は永年、施設の概要は、住宅用地、450㎡、通路91㎡、資金計画は●●、備考としまして、第一種農地、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に分類、令和4年5月12日、農振農用地除外されております、●●水利組合、●●土地改良区の承諾をいただいております。 次ページ、9ページをご覧ください。</p>

番号25 使用借人 ●●、使用貸人 ●●、土地の所在は、●●、田、472㎡、転用計画の用途及び事由は、一般住宅、現在、町外のアパートに居住しているが、家族が増え手狭となり、実家の隣接地を譲り受け、住宅及び車庫を新築するもの、期間は永年、施設の概要は住宅、100.94㎡、車庫、36.00㎡、資金計画は●●、備考としまして、第二種農地、●●部落長、●●土地改良区の承諾を得られております。

番号26 譲受人 ●●、譲渡人 ●●、土地の所在は、●●、田、169㎡、他計2筆、222㎡、転用計画の用途及び事由は、一般住宅、現在アパートに居住しているが、手狭であるため、住宅を新築するもの、期間は永年、施設の概要は、住宅、127.73㎡、資金計画は●●、備考としまして、第二種農地、●●水利組合、●●土地改良区の承諾を得られております。

以上、4件でございます。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は農地部会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。農地部会長 8番 北山委員。

北山委員

農地部会でこの件、確認に行っていました。

全員一致で、別に問題ないということで承認する事に決定しております。

以上報告を終わります。

会長 川口

本件について、追加説明を許します。

追加説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑無しと認めます。

お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

ご異議なしと認めます。

よって議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。

日程第8 議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。

<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案12ページをご覧ください。          議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。          利用権の設定でございます。          新規3件13筆、11,805㎡、更新5件11筆、19,660㎡、          合計8件24筆、31,465㎡、以上でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。          これより質疑を行います。          質疑はありませんか。          質疑無しと認めます。          お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。          よって議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。          日程第9 その他について、その他、協議事項はありませんか。          以上を持ちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。          会議を閉会します。          それにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。          よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。          これにて、令和4年第10回鏡野町農業委員会を閉会します。          ありがとうございました。(散会)</p>